

令和5年度

第2回会津美里町男女共同参画推進審議会

日時：令和5年10月23日（月）

午前10時～午前11時30分

場所：会津美里町役場本庁舎

じげんプラザ 2階大会議室

《 次 第 》

1 開 会

2 会長あいさつ

3 協 議

(1) 令和5年度男女共同参画川柳コンクール審査について

(2) 令和5年度男女共同参画推進の今後の予定について

4 そ の 他

5 閉 会

会津美里町男女共同参画推進審議会委員名簿	【任期:令和7年3月31日まで】
----------------------	------------------

No.	委員区分	役職等	氏名	備考
1	第11条第3項第1号 (町民代表)	公募委員	長谷川 祥子	
2	第11条第3項第1号 (町民代表)	公募委員	秋本 尚恵	
3	第11条第3項第1号 (町民代表)	公募委員	結城 敏徳	
4	第11条第3項第1号 (町民代表)	公募委員	高山 由佳	
5	第11条第3項第2号 (各種機関等を代表する者)	社会福祉法人 会津美里町社会福祉協議会 事務局長	安達 和重	
6	第11条第3項第2号 (各種機関等を代表する者)	社会福祉法人 千桜会 特別養護老人ホーム にいつるホーム施設長	塚原 徳美	
7	第11条第3項第2号 (各種機関等を代表する者)	会津美里町商工会 女性部長	鈴木 きよ子	
8	第11条第3項第3号 (学識経験者)	福島県会津保健福祉事務所 女性相談員(兼) 母子・父子自立支援員	佐原 明美	
9	第11条第3項第3号 (学識経験者)	会津美里町教育委員	須田 健志	
10	第11条第3項第3号 (学識経験者)	特定非営利活動法人 希来里 理事長	齊藤 喜代治	

【事務局:政策財政課】

氏名	職名	備考
國分 利則	課長	直通電話:0242-55-1171
立川 昇	課長補佐	ファクシミリ:0242-55-1139
鈴木 幸信	政策企画係長	Eメール:seisaku@town.aizumisato.fukushima.jp
井島 慶太郎	主査	
渡部 陽子	主事	

3 協議

(1) 令和5年度男女共同参画川柳コンクール審査について

① 1次審査

全応募作品から各学校において優秀作品を5作品選出する。

・小学生の部

応募総数 61 (高田小 33、宮川小 3、本郷小 18、新鶴小 7)

【一次審査通過作品】

番号	学校	学年	題名
1	高田小学校	4	ランドセル みんな自分の 色がある
2	高田小学校	4	男らしい 女らしいは もう古い
3	高田小学校	5	家政夫が 当たり前の今 家事分担
4	高田小学校	5	父のカレー 母よりおいしい 言えないな
5	高田小学校	6	できること 家族で協力 母笑顔
6	宮川小学校	5	女性がね 何でも家事する まちがいだ
7	宮川小学校	5	共働き 家事は協力 なかよし家族
8	宮川小学校	5	みんな同じ 毎日すごす この社会
9	本郷小学校	4	ぼくは赤 わたしは青の ランドセル
10	本郷小学校	4	家事育事 やればできるさ パパだって
11	本郷小学校	5	すべての人が 自分らしく生きられる 未来にしよう
12	本郷小学校	6	任せとけ！ 洗濯干すのは ぼくと父
13	本郷小学校	6	父作る ご飯をかこみ はずむ会話
14	新鶴小学校	5	家事女 男は仕事 もう古い
15	新鶴小学校	5	多様性 認め合うこと 輝く個性
16	新鶴小学校	5	僕の家(うち) 洗たく物ほす みんなの仕事
17	新鶴小学校	5	家事仕事 男女協力 支え合おう
18	新鶴小学校	6	差別なく 認め合おうよ 男子女子

・中学生の部

応募総数 161（高田中 120、本郷中 8、新鶴中 33）

【一次審査通過作品】

番号	学校	学年	題名	備考
1	高田中学校	1	キッチンが 料理の得意な 父の城	
2	高田中学校	1	皿洗う 父の背中を 見て育つ	
3	高田中学校	2	母の家事 手伝う父の ぎこちなさ	
4	高田中学校	2	僕やるよ 魔法の言葉で 母笑顔	
5	高田中学校	3	未来へと 自分のカラーで 進もうよ	
6	本郷中学校	1	父さんの 焼いた魚は 世界一	
7	本郷中学校	1	認めよう 素敵な個性 輝く未来	
8	本郷中学校	3	気にするな 服装なんて 自由だよ	
9	本郷中学校	3	2人でさ いっしょにやろうよ 子育てを	
10	本郷中学校	3	家事育児 パパとママで 仲良くシェアしてる	
11	新鶴中学校	2	決めつけず 否定しないで 認め合う	
12	新鶴中学校	2	考えよう 個性が深まる 認め合い	
13	新鶴中学校	3	区別なく 助け合う 人と人	
14	新鶴中学校	3	協力し 作っていこうよ 明るい社会	
15	新鶴中学校	3	はんぶんこ 家事も仕事も 幸福も	

※個人情報保護の観点から、応募者の氏名は省略しています。

② 2次審査

審議会において、各学校の1次審査結果を踏まえ表彰者を決定する。
表彰は、最優秀賞1名、優秀賞2名 審査員賞10名を各部門より決定する。

【審査方法】

下記のQRコードを読み取り、審議会前日までに小学生・中学生の各部門からそれぞれ3作品を選んでください。

審議会当日は、その集計結果をもとに表彰者を決定します。

「男女共同参画川柳コンクール作品 選択フォーム」



審査のポイント	
【主題性】	コンクールのテーマである男女共同参画に関する川柳になっているか。
【表現性】	5・7・5の形式で表現され、川柳としての体裁が整っているか。
【啓発効果】	男女共同参画の普及・啓発効果が期待できる内容となっているか ※最優秀作品は町HP及び町広報誌に掲載します。そのほか、ご提出いただいた作品は役場庁舎内への掲示や啓発資料として使用する場合があります。
【独創性】	創意工夫が見られる作品となっているか。

【審査結果】() には、P2～P3 の作品番号を記入する。

小学生の部

最優秀賞 ()

優秀賞 () ()

審査員賞 () () () () ()

() () () () ()

中学生の部

最優秀賞 ()

優秀賞 () ()

審査員賞 () () () () ()
() () () () ()

※各部門とも応募者全員に、各学校を通じ参加賞を贈呈する。

③ 表彰について

日 時 令和5年11月30日(木) 15時より(予定)

場 所 会津美里町役場 町長室

内 容 各部門の最優秀賞、優秀賞受賞者への賞状及び記念品を町長、会長より授与する。

表彰物 【小学生の部】

最優秀賞・・・賞状 図書カード 2,000円分

優秀賞・・・賞状 図書カード 1,000円分

審査員賞・・・図書カード 500円分

【中学生の部】

最優秀賞・・・賞状 図書カード 3,000円

優秀賞・・・賞状 図書カード 2,000円

審査員賞・・・図書カード 1,000円分

その他 表彰式の様子は、令和6年1月号の町広報誌へ掲載する。

入賞作品(最優秀賞、優秀賞、審査員賞)は、じげんホールギャラリーにて展示する。

(2) 令和5年度男女共同参画推進の今後の予定について

① 令和5年度福島県男女共生のつどい

日 時：令和5年11月12日(日) 午後1時～午後4時

場 所：いわき芸術文化交流館アリオス 中劇場

内 容：別添チラシのとおり

参加者：事務局2名(予定)

② 男女共同参画推進に関する講演会について

日 時：令和5年11月19日（日） 午後2時～午後3時

場 所：会津美里町役場本庁舎 じげんホール

講 師：藤本 菜月 氏（一般社団法人 ten ten 代表）

内 容：地域における女性活躍の場を作ることの重要性について

対象者：町民

人 数：30名

4 その他

5 閉会

○会津美里町男女共同参画推進まちづくり条例

平成17年10月1日条例第7号

会津美里町男女共同参画推進まちづくり条例

目次

前文

第1章 総則（第1条—第8条）

第2章 男女共同参画推進体制（第9条—第11条）

第3章 行動計画等（第12条）

第4章 相談窓口の設置（第13条）

第5章 補則（第14条）

附則

前文

日本国憲法は、個人の尊重と法の下での平等がうたわれている。

すべての人は、その性別にかかわらず、個性ある一人の個人として尊重され、一人ひとりの尊厳を確保する地域社会でなければならない。

しかしながら、長い歴史の中で性別による役割分担意識や慣習が根強く残っており、男女平等の実現には更なる努力が求められている。会津美里町は、すばらしい文化と歴史を持つ町であるが、反面、旧来の社会慣行やしきたりが家庭をはじめ職場、そして地域の中にも強く残っており、女性の活動があらゆる分野で制約を受けてきている。

いま過疎化に加え、少子高齢化が急速に進む我が町においては、その変化に対応するため男女の別なく様々な分野に共同参画することが求められている。特に女性が持てる能力を十分発揮できるまちづくりが重要課題とされている。

会津文化発祥の地、会津美里町ではこのような現状を踏まえ、町民一人ひとりが大切にされる町、真に豊かで活力ある町をめざし、町民の総意として男女共同参画の推進に取り組んでいくことを決意して、ここに会津美

里町男女共同参画推進まちづくり条例を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、男女共同参画によるまちづくりの基本理念を定め、実現すべき姿並びに町、町民及び事業者の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることによって町民一人ひとりの個性が輝き、明るく活力に満ちたまちづくりに寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うことをいう。
- (2) 事業者 町内において公的機関、民間の別、及び営利、非営利の別を問わず事業を行うものをいう。
- (3) 積極的改善措置 社会のあらゆる分野における活動に参画する機会についての男女間の格差を改善するため、必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (4) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動に対する相手方の対応によって不利益を与え、又は性的言動により相手方の生活環境を害することをいう。

(基本理念)

第 3 条 町、町民及び事業者等は、次に掲げる事項を基本理念として男女共同参画によるまちづくりを進めるものとする。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んじられ、性別による差別的扱いを受けず、ともにその個性と能力を発揮する機会が確保されるなど、男

女の人権が尊重されるまちであること。

(2) 男女がそれぞれ自立した個人として、自己の意思で多様な生き方が選択でき、かつ、その生き方が尊重され、自己決定権が確立されるまちであること。

(3) 男女が、家族的責任及び社会的責任をともに担い、家庭、職場、学校、地域などあらゆる場における活動に平等・対等な立場で参画できるまちであること。

(4) 男女が、町や事業者における政策又は方針、計画の立案及び決定に、共同して参画する機会が確保されるまちであること。

(実現すべき姿)

第4条 町、町民及び事業者は、次に掲げる事項を男女共同参画によるまちづくりに当たっての実現すべき姿として、これに努めるものとする。

(1) 家庭において実現すべき姿

ア 「男だから」・「女だから」といった性別ではなく、それぞれの個性を重視し、「その人らしさ」を大切にす家庭になること。

イ 家族一人ひとりが多様な生き方を選択でき、その能力、適性をみんなが認め合い、明るく充実した家庭になること。

ウ 「男は仕事」・「女は家庭」の意識を超えて、家事、育児、介護などの家庭の営みに家族全員がかかわり、苦楽をともに分かち合い、家族のつながりが深まること。

(2) 職場において実現すべき姿

ア 個人の意欲、個性などが合理的かつ適切に評価され、採用、配置、賃金、昇進などについて性別を理由とする差別がない、いきいきとした職場になること。

イ 効率的かつ効果的な労働によって、長時間労働やストレスがたまる職場環境の改善が図られ、家庭生活や地域活動が、活力とゆとりのある充実したものとなること。

ウ 育児休業や介護休業を男女等しく積極的に取得できるようになるなど、仕事と家庭が両立するようになること。

エ 妊娠・出産期、更年期など女性特有の生涯の各段階に応じた適切な健康管理が行われること。

オ セクシュアル・ハラスメントのない、快適で安心して仕事ができる職場環境が作られること。

(3) 学習・教育により実現すべき姿

ア 「男の子だから」・「女の子だから」という性別にとらわれない、それぞれの個性や人権を大切にする子供が育つこと。

イ 男女の別なく、育児、介護、ボランティアなどの体験を重視した学習が進むこと。

ウ 進学や就職などにおいて、性別にとらわれない、個人の能力や適性を考慮した選択が尊重されること。

エ 家庭、職場、学校、地域などにおいて、性別にとらわれない係や当番などの役割分担が行われること。

オ 老若男女を問わず、町民が等しく男女共同参画社会について学習する機会が増進されること。

(4) 地域において実現すべき姿

ア 男女が連帯して地域の活動に参画し、企画や実践にかかわることによって生きがいと活力のあるまちづくりが進められること。

イ 古い慣習、しきたりなどの制約を克服し、男女の相互理解によってそれぞれの行動や考え方が尊重され、意思が決定されること。

ウ 女性の積極的な社会参画により、女性の多様なリーダーシップが発揮されること。

エ すべての人の人権が尊重され、差別のない心豊かな地域社会が作られること。

(性別による権利侵害等の禁止)

第5条 何人も、性別を理由とする権利侵害や差別的取扱いを行ってはならない。

2 何人も、地域、職場、学校などのあらゆる場においてセクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

3 何人も、夫婦間を含むすべての男女間において、個人の尊厳を踏みにじる暴力や虐待を行ってはならない。

(町の責務)

第6条 町は、男女共同参画のまちづくりのため、次に掲げる事項について、積極的改善措置の責務を有する。

(1) 積極的な啓発、学習促進等 この条例が広く町民及び事業者等の理解が得られるよう啓発、学習促進等に積極的に努めること。

(2) 情報の収集、公表等 男女共同参画に関する情報の収集を行い、分析をするとともに、これを町民及び事業者等に公表に努めること。

(3) 町民等への支援 町民や事業者等が実施する男女共同参画のまちづくり活動を支援するため、情報の提供を行い、その他必要な措置を講ずるよう、活動拠点施設の整備に努めること。

(4) 他の自治体との連携・協力 国及び県の施策等と調整を図りながら、他の自治体との広域的連携・協力を努めること。

(5) 国際的な協力等 情報交換、会議参加促進など国際的な協力・連帯に努めること。

2 町は、人事管理及び組織運営において、個人の能力を合理的かつ適切に評価し、率先して男女共同参画の実現に努めるものとする。

(町民の責務)

第7条 町民は、男女共同参画の推進に関する理解を深め、従来 of 慣行にとらわれることなく、生活のあらゆる場面において、その実現に努めることとする。

2 町民は、町が行う男女共同参画推進に向けた施策に協力するよう努め

ることとする。

(事業者の責務)

第8条 事業者は、男女共同参画推進に関する理解を深め、その事業活動のあらゆる場面において、積極的に改善措置を講ずるなどその実現に努めることとする。

2 町長は、男女共同参画の促進に必要と認める場合、事業者に対して男女共同参画推進について報告を求めることができる。また、必要と認める場合には、当該事業者に対して助言等を行うことができる。

第2章 男女共同参画推進体制

(男女共同参画推進審議会)

第9条 町長は、男女共同参画のまちづくりを推進するため、男女共同参画推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第10条 審議会は、この条例の規定により定められた事項を審議するほか、町長の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する事項を調査審議する。

2 審議会は、男女共同参画の推進に関する事項について町長に意見を述べることができる。

(組織)

第11条 審議会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員の構成については、男女のいずれか一方の委員の数が、委員総数の10分の4未満であってはならない。

3 審議会の委員は、次の者から町長が委嘱する。

(1) 町民を代表する者

(2) 事業者等及び各種機関を代表する者

(3) 学識経験を有する者

4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とし、再任を妨げないものとする。

第 3 章 行動計画等

(行動計画の策定)

第12条 町長は、男女共同参画のまちづくり実現のため、総合的かつ具体的な施策を取りまとめ、会津美里町男女共同参画推進まちづくり行動計画（以下「行動計画」という。）を策定するものとする。

2 町長が、行動計画を策定するに当たっては、審議会の意見を聴取し、町民及び事業者の意見が反映するように努めるものとする。

3 町長は、行動計画を策定したときは、議会に報告するとともに町民及び事業者に周知し、理解と協力を促すものとする。

第 4 章 相談窓口の設置

(男女共同参画相談窓口)

第13条 町は、男女共同参画によるまちづくりに関する問題等进行处理するため、男女共同参画相談窓口を置き、関係機関等と連絡をとり、相談者に対し、必要な支援を行うなど解決に努めるものとする。

第 5 章 補則

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 第11条第4項の規定にかかわらず、この条例の施行後初めて委嘱される委員の任期は、平成19年3月31日までとする。

○会津美里町男女共同参画推進審議会規則

平成18年1月11日規則第3号

改正

平成23年9月30日規則第26号

平成31年2月22日規則第1号

会津美里町男女共同参画推進審議会規則

(趣旨)

第1条 会津美里町男女共同参画推進審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営については、会津美里町男女共同参画推進まちづくり条例（平成17年会津美里町条例第7号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(会長及び副会長)

第2条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第3条 審議会の会議は、会長が招集する。ただし、委員の任期満了等に伴い新たに組織された審議会の最初に開催される会議は、町長が招集する。

2 会長は、審議会の会議の議長となる。

3 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の意見陳述等)

第4条 会長は、必要があると認めるときは、審議会の会議に委員以外の者の出席を求め、意見を述べさせ又は説明させることができる。

(庶務)

第 5 条 審議会の庶務は、政策財政課において処理する。

(委任)

第 6 条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 23 年 9 月 30 日規則第 26 号)

この規則は、平成 23 年 10 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 31 年 2 月 22 日規則第 1 号)

この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。